

在籍中の長期履修（10月進級者向け）新規・短縮・延長について

長期履修制度は、職業を有している者又は心身に障がいがある者等を対象に、修業年限を超えた一定の期間にわたって計画的な履修を認めることができるという制度です。

大学院現代社会文化研究科（以下、「研究科」という。）に在籍している学生（10月進級者）で、令和2年度長期履修（新規・短縮・延長）を希望する者は、下記により申請してください。

1 対象者

長期履修制度の対象者は、次のいずれかに該当する者です。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- (3) 心身に障がいがある者
- (4) その他研究科が長期履修の必要があると認める者

※ 必要書類については、担当までお問い合わせください。

2 長期履修の期間

【博士前期課程】

長期履修の期間は、既に在学している年数を含めて3年または4年とします。

【博士後期課程】

長期履修の期間は、既に在学している年数を含めて4年または5年とします。

3 申請方法等

長期履修を希望する者は、次の書類を人文社会科学系大学院学務係に提出してください。

【新規申請者】

- ・長期教育課程履修申請書（所定用紙）
- ・勤務先の在職証明書等※

※ 上記1の(2)～(4)に該当する者は、必要書類について担当までお問い合わせの上、提出願います。

【履修期間変更申請者（短縮又は延長）】

- ・長期教育課程履修期間変更申請書（所定用紙）

※ 所定用紙は、人社系大学院学務係で事前に受領するか、ホームページからダウンロードしてください。

結果は郵送により通知しますので、返信用封筒（長形3号：住所氏名等記載、94円切手貼付）を併せて提出してください。

4 申請期限

令和2年9月1日(火)まで(必着)

5 結果通知

申請者に対し、令和2年9月8日(火)頃に結果を通知します。

なお、履修期間の短縮が許可された者は、授業料の差額を金融機関で振込の上、9月16日(水)までに払込金受領証(本人控)のコピーを提出してください(FAX可)。詳細は結果通知に同封します。

6 申請にあたっての注意事項

- ① 在籍中に長期履修を許可された場合は、年間の授業料額が変わります。詳細は、別紙を参照してください。
- ② この制度は、認められた長期履修期間内に、いつでも学位論文を提出して修了できるというものではありません。
長期履修期間の最終年度前の学位論文申請は受けられません。
短縮する場合は、必ず長期履修期間修了予定年度の前々年度までに変更申請してください。学位論文が完成した等の理由で長期履修期間を短縮申請し、その年度に修了するという事は認められません。
- ③ 修了年度(又は長期履修期間修了年度)になってから、学位論文が完成しないという理由で、長期履修申請(又は期間延長申請)することは認められません。
在籍中に申請(又は延長申請)する場合は、修了年度の前年度までに申請してください。
- ④ 不明な点については、下記へ問い合わせてください。

(担当)

〒950-2181 新潟市西区五十嵐2の町8050番地
人文社会科学系大学院学務係
電話(025)262-7895 FAX(025)262-7457